

ご参加申込書

お茶の京都博“宇治茶博@産業・国際交流”特別企画《各班40名様限定》

ご出発日	石臼挽き体験	2017年11月1日(水)
		2017年11月2日(木)
	世界のお茶体験	2017年11月6日(月)
		2017年11月7日(火)

やましろの朝市 お茶と京野菜と

十一面観音立像の旅

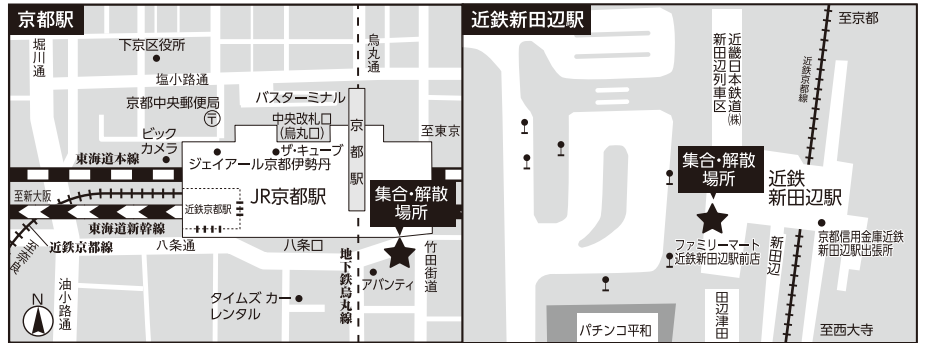
国宝

フリガナ		お電話番号(ご自宅)	() - ()
代表者のお名前		お電話番号(携帯電話)	() - ()
フリガナ			
代表者のご住所	〒		

ご参加コースをお選びください

石臼挽き体験	11月1日(水) <input type="checkbox"/>	11月2日(木) <input type="checkbox"/>
世界のお茶体験	11月6日(月) <input type="checkbox"/>	11月7日(火) <input type="checkbox"/>

■入金方法のご案内
 旅行の申込後、代表者様に請求書をご郵送致します。当社が指定する期日までにお支払いください。
■催行中止の場合のご案内
 雨天決行。天災等により中止の場合、中止決定後代表者様にご連絡致します。



ご旅行条件(要約)

(お申しいただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は一般社団法人京都山城地域振興社(京都府宇治市宇治乙方7-8 観光庁長官登録旅行業第2-694号。以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業務募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- 必要事項をお申し込みの際、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払をさせていただきます。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- 申込金 全額。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが實際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないがきりエコノミークラス)、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用できなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●旅行代金の適用

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、ごも代金はございません。
- 旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。

■旅行企画・実施

お茶の京都DMO
一般社団法人京都山城地域振興社
 観光庁長官登録旅行業第2-694号
 〒611-0021 京都府宇治市宇治乙方7-8 京阪宇治駅ビル2F

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1. 11日目にあたる日以前の解除	無料
2. 10日目にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
3. 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5. 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料に拠ります。

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 ・死亡補償金:1500万円 ・入院見舞金:2~20万円
 ・通院見舞金:1~5万円
 ・携行品損害補償金:お客様1名につき15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一契約書面と異なる旅行サービスが適用されたとき、旅行地において速やかにその旨を乗車員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なしで旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱が異なる場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。

- 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除後14日目」とします。(但し、契約解除後14日目に旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除後14日目の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- 現在当センターではクレジットによる受付を致しておりません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなれば次でご通知ください。)

●個人情報の取扱について

- 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- 当社は、旅行先でのお客様の買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報や土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送信することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2017年9月1日を基準としています。又、旅行代金は2017年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●利用予定バス会社

京都京阪バス・ヤサカ観光バス・明星観光バス・日本交通・都タクシー観光バス事業部・MK観光バス・プレジデント観光バス・東豊観光バス・千里山バス 最少催行人員に満たない場合は小型バス、ジャンボタクシーなどで運行する場合がございます。

■お申し込み・お問い合わせは下記へ

受託販売/
京都京阪バス株式会社松井山手営業所
旅うらら予約センター松井山手営業所
TEL: 0774-65-1160
 営業時間 / 10:00~18:00 定休日 / 12/30~1/3
 総合旅行業務取扱管理者: 足立 美香
 〒610-0356 京都府京田辺市山手中央2番1